



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

号外第28号 令和2年11月25日発行

目次

※は県例規集掲載

【告示】

番号	表	題	担当課名
722※	徳島県薬物の濫用の防止に関する条例の規 定に基づき薬物を指定する件		薬務課

徳島県告示第七百二十二号

徳島県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十四年徳島県条例第七十二号。以下「条例」という。）第十六条第一項の規定に基づき、次の薬物を指定する。

令和二年十一月二十五日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 薬物の名称等

1 化学名 メチルニ、三、ジメチルニ、「一」（ペント・四・エン・一・イル）

・H・インダゾール・三・カルボキサミド」ブタノアール（通称 MDM
B・四 en・P I N A C A）及びその塩類

2 化学名 一・ムニ・メチル・四・「（E）・三・フェニルプロパ・ニ・エン・一・

イル」ペラジン・一・イル」ブタン・一・オン（通称 ニ・methy l
・A P・二三七）及びその塩類

3 化学名 N、N・ジエチル・ニ・ム「ニ」（四・イソプロポキシフェニル）メチル

「・五・ニトロ・一H・ベンゾ」d」イミダゾール・一・イル」エタン・一
・アミン（通称 I s o t o n i t a z e n e）及びその塩類

二 指定の理由

一に掲げる物は、条例第二条第七号に掲げる薬物に該当し、かつ、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため

三 指定の効力発生の日

令和二年十一月二十六日